

A4 出資者は誰でもなれます。子が未成年者である場合には、法定代理人の承諾が必要です。

【解説】

MS 法人の出資者の選定については、次の点を考慮して決めた方がよいと思われます。

1. 院長の意志が活かされ、密接な関係を維持できること
2. 所得の分散に適し、相続税対策にもなること
3. 将来の診療所の継承に貢献してもらえること

この結果、基本的には院長夫人と子が出資者になるべきでしょう。子が未成年者の場合には、両親が後見人になれば出資者になることができます。